

二二年度運動方針案(抜粋)

一、港湾労働者をめぐる情勢の特徴
1. コロナ禍で「新自由主義と規制緩和」政策の真相が見えた

(1) コロナ禍の「国民的危機」は歴代政権の政策に下地がありこれを助長した

(2) この延長線上にあって、矛盾を拡大させ続ける舊政権

(3) 日本社会は潮目が変わりつつある

(4) 憲法改憲・国民権性の政治

(5) 現政権・改憲請託に「暮らしと生業」を信託できない

(6) 1(明)文・解釈改憲と民主主義を守る運動との対峙

(7) 「暮らしと事業者の生業」の将来に立ちほたる「悪政の壁」

(8) 世界と日本の政治・経済情勢の特徴、求められる労働組合の立ち位置

(9) コロナ禍で揺れる世界の政治と経済

(10) 物流・サプライチェーンの変化

(11) 日本経済の深刻な行き詰まり／労働者・弱者への犠牲の転嫁

(12) 海運・港湾物の流動性について

(13) 港連元請事業者の決算を見ても、コロナ禍の影響を受けた上期とは、転じて、二二年三同期は個別企業などの回復テンポのほあるが、総じて「回復基調」となる。上場二社の総売上はマイナス幅を四ポイント減少させ、経常利益も減少幅を十五ポイント縮め、最終利益は二十五%増、年連続で総額一千億台を確保している。「コロナ貨物の取扱量も、コロナ禍前に戻ってきている。しかし、港連元請事業者各社の回復基調が港運專業への利益や労働条件整備に還元されているとは言いえない。

(14) 政治・経済・国民的転換へ労働組合の奮闘が求められる

(15) 二二〇二年度の運動の基調と基本的課題について

(16) 二二年度の取り組みの大前提と基本スタンス

(17) 産別労使交渉体制の堅持と労使共同の取り組みへ

(18) 二二春闘での、産別労使関係の再構築と産別協議体制の堅持を基本方針として取り組んだ結果、港湾政策に係る課題も、産別労働条件に係る課題も「産別対応」を軸とした合意に到達することができた。

(19) 「認可料金・適料金」の課題でプロジェクトチームを発足させ、労働条件向上や港湾運送事業の基礎強化に資する料金の在り方その底上げに労使課題として取り組むことが確認された。これを起点として、料金の検討に留まるのではなく、政策化し、行政に働きかけ、法改正へと目標を掲げ、このことに取り組むことが重要である。

(20) 「自動化・機械化」／港湾の体制的「合理化」に抗して

(21) 港湾労使が港湾運営や港湾秩序を考える原点は「五・三〇協定」にあると言っても過言ではない。職域規定・事前協議・者二者協議体制もこの理念が貫かれたもので、港湾労使の基本的なルールの土台ともいえる。この協定は、産別の労使が「雇用と職域」を主体的に確保し、そのための産別のシステムとして雇用保障制度を労使が作り上げたことに重要な意義がある。したがって、これを再確認すれば、港湾「合理化」の仕掛け人がユーザーであられ、行政であられ、時には身内の事業者であったということがあって、「港運事業の基盤・業域と職場・雇用は断固として守り抜く」ことが産別組織の任務であり、体制的「合理化」反対の姿勢を貫くことが重要である。

(22) エッセンシャルワーカーの誇りを胸に

(23) 産別制度賞金をはじめとした産別協定の履行

(24) 第一に、都労委を舞台とした「独禁法問題」に決着をつけ、「独禁法に抵触する」との理由で産別課題を前向きに措置しないことも、これまで培ってきた労使の基本ルールを再確認し、これをより強固に再確立していく。

(25) 雇用の確保と職場・仕事を守る

(26) 組織の強化・整備を地域・職場の運動と一体で進める

(27) 十Fに団結した国際連帯の取り組み

(28) 国民的課題の取り組み 一 政治との関係を意識しながら

(29) 三二〇二年度の重点課題と具体的な取り組みについて

(30) 産別労使「政策課題」の具体的な解決に向かって進む

(31) 認可料金の復活・適正料金の收受

(32) 二二春闘で、認可料金の復活・適正料金の收受に向け、「仮称・港連料金の確立プロジェクトチーム(以下:P.T)」の立ち上げを合意した。労使にとっては大きな一歩と言えるが、これを契機に取り組みを進めるには多くの困難があることも事実である。調査・研究・行政の働きかけ・国会へのアプローチと文字通り労使が渾身の力を傾注し、P.Tの機能を発揮しなければならぬ。

(33) 当面的には、労使が適正料金收受と認可料金復活への大きな戦略構想を持つことである。その構想に沿って、具体的且つ着実な一歩を進める。年とする。

(34) 非効率的石炭火力発電老朽施設の休・廃止に対する問題について

(35) この課題は、環境問題として理解はするものの、この政策によって港湾労働者の雇用の場が奪われることにはあきらめないことである。この場合、中央・地区・職場における労使の全体的な認識・一致が鍵であり、その認識のもとに、行政・国会に向けた取り組みで、環境保護政策が「職場切り捨て」とならないよう取り組みることが不可欠となる。

(36) 一方、政府が進めるCO削減の取り組み方針の背景に、原発依存政策の継続と再稼働の意図が透けて見えていることも事実である。したがって、非効率的石炭火力発電老朽施設の休・廃止の課題に取り組みする際には「組織労働者の自己保全の運動」と映り、誤解を生むこととは避けなければならない。その意味で、「原発再稼働・建設反対」の取り組みを視野に置いた取り組みにすることで、原発反対や環境問題に取り組む労働運動や市民運動とも連携することを探求していく。

(37) 物流施設・通過貨物対策について

(38) インランドポートについては、実態把握を地区港湾と協力して進める。中央執行委員会としての視察も検討し、必要ならば日港協と「共同調査」も検討する。ここを起点に、問題の整理を進め、港湾労働法の全港・全職種適用、港湾運送事業への一般派遣の禁止を二つの「対抗措置・政策措置」として取り組むこととする。また、実態把握のための視察の活動では、政党(議員)にも動向を呼び掛け取り組むこと、より社会問題化していくことを検討する。

(39) 都労委での勝利命令を旨とする

(40) 産別制度賞金をはじめとした産別協定の履行・産別労働条件の整備

(41) 第一に、都労委において「二二労働行為教唆命令を引き出す」ことに努力し、この「命令」を破棄して、「独禁法に抵触する」との理由で産別課題の前進方向や、産別労使の各々の組織的対応を後ろ向きに措置することがないように確認していくことが重要である。このことにより、産別労使関係・産別労使協議の盤石なルールとして、産別労使による「労働条件整備・労働条件向上」の課題を、荷主・ユーザーの理解と協力求めながら、労使課題の前進を切り開くことができる。

(42) 労使協議の着実な前進で「労働条件整備」を図る

(43) 産別労使補償制度の確立

(44) 基本協定ができたのが一九七四年で、しばらくは協業の土壌に乗らなかつたが、あらためて春闘要求に掲げて五年が経っている。専門委員会・労使政策委員会「行き戻り」を繰り返しながら、二二春闘では何らかの前進を図るための担保措置としてWGを設置することに合意した。したがって、前進のための協議が基本であり、コスト論の繰り返しや、「傘下企業には制度のない会社もある」といった、非建設的な議論を繰り返してはならない。

(45) 標準者賃金の適用条件の改定は、「改定のための協議を行う」ことが合意点で、日港協・関係事業者

(46) 決断の問題であるので、時間をかけずに議論を進めることとする。

(47) 指定事業者を本来の姿に改善していく課題は、港湾の立場は、極めて明確である。それは、指定事業者の存在意義はも健康に必要であるとの認識があり、その背景には「料金問題」があるという視点から見ていくことである。したがって、料金問題を検査事業者とともに解決することを志向しながら、指定事業者を本来の姿に戻すという考え方で取り組み、そのための要求を、指定事業者に正確に検査業者に就労し、希望する方を本体に入れること、その労働条件の公平性を担保すること、その取り組みは早急に行うという三点である。このテーマで協議すること、二二春闘協定覚書で明記している。その意味で、様々な理由を挙げて協議を遅くしようとする「百鬼」は「協定不履行」であり、容認できないものではない。したがって、この立場を再確認し、誠実に問題に向き合い、労使関係の再構築を念頭に粘り強く取り組んでいく。

(48) 港湾労働法の全職種適用に向けた労使共通認識の獲得

(49) 二二春闘で、課題解決への道筋はついているとの認識である。慎重を持ちつつも、関係単組・関係地区と連携しながら、事業者との協議に中央としての役割を發揮して取り組みを進める。

(50) 個別労働条件を産別協定水準に年限を規定している産別協定(週休二日制・定年延長など)の実施が急務である。個別(職種別)労使協議の努力が続いているが、産別協定レベルに到達していない現状が一部の職場にある。したがって、労使協議の促進に産別として後援を強めると共に、単組間の協調体制を強固にして、着実な前進を図る。

(51) 産別協定の全港・全職種適用とそれを組み込む産別協定の編纂

(52) 雇用と職場・仕事を守る

(53) 誰の何のための「自動化」かを問う基本認識

(54) 昨年経験したRTG遠隔操作化の導入問題では、「人員削減させない」ことを基本に合意した。しかし、RTG3〜4基を一人の労働者が操作するとすると、労働者の雇用を確保するの、賃下げなしで労働時間を短くするの、料金体系はどうするのか等、導入に当たった際の諸条件や、それによって想定される具体的な課題のフォローが、ほとんどなされていく。

(55) 昨今の行政やユーザーの狙いは「コスト削減と効率化」であることは明確で、労働者の雇用問題に焦点を当てた施策の確立と実施が喫緊の課題として、日港協に提起し、中央・地区での協議の促進を図ることとする。

(56) 船社のコンシーム再編、事前協議制度の厳格運用と拡充

(57) 同時に、現行制度にも不十分がある。例えば、サービス休止は確実に雇用問題が起きるにもかかわらず、船社の申請に「ペナルティ」もなく、「雇用問題に対処する要件」を具備していない。こうした問題意識で、施設事案も含め現行制度の厳格運用とともに、制度の充実強化を取り組む。

(58) 港湾労働者の維持・確立、港湾審議会への参加の取り組み

(59) また、この課題で労使が取り組むべきこととして下記に列記する。

(60) 港湾労働法適用港における「ワッパ」貼付の取り組みの推進。これは、二〇春闘協定で確認していることと、未実施港において、厚労省の支援と協力も受けつつ取り組みの促進を図る。

(61) 港湾労働法の非適用港、及び非指定港においては、実態として「港湾労働法と二般派遣労働禁止」を徹底する運動を強化していく。

(62) 横須賀新港小頭へのフェリー就航に係る取り組みの継続と教訓を活かす運動

(63) 港湾運営は、港湾管理者の動向がこれを大きく左右すること、横須賀新港小頭のフェリー就航問題を経験した。日常的に港湾管理者の動向をチェックし、取り組みを重視し、そのために、地区港湾審議会(未参加)地区への参加の取り組みを進める。

(64) 雇用と職場を脅かす事業許可拡大や新規参入などに反対する取り組み

(65) 〇六年に能代運輸船は、秋田・船港での事業参入のために新規許可申請を行い、全国港湾はこれに反対する全国ストも敢行して反対運動を展開した。しかし、国交省は七年七月に限定許可を認めた。限定とは、「コンテナ船舶内荷役を除く」とし、取扱貨物も「原木・石炭」及び「コンテナ貨物の十八種で、その後、コーラスなど一部が認められた。その際、「港運秩序を維持し、港湾労働者の既存の職域は、これを侵食しない」との能代運輸船も含め労協定を締結して、秋田港の発展のために協力することを確認していた。

い」の能代運輸船も含め労協定を締結して、秋田港の発展のために協力することを確認していた。

(66) しかし、こうした努力の過程があっても、能代運輸船は、既存の貨物の侵食や、直近では事業法違反を犯してまで、既存貨物の奪取を企図してきた。

(67) 以上の状況から、港湾運送秩序の破壊と言っても過言ではない能代運輸船の異様を思える行動は、看過できるものではない。このことは、地区安定化協議会で「勝手にやらしていた」と放言してはほかにない姿勢にも表れている。

(68) したがって、協定違反をはじめ全国的な問題に波及する恐れがある。対策委員会を設置して、この問題の解決に断固とした姿勢で取り組みこととする。

(69) 安全・衛生、港湾労働者の命と安全を確保する諸課題

(70) 新型コロナ感染防止対策

(71) 二二春闘合意にもつき、新型コロナ感染防止対策を徹底させると同時に、政府策定している新型コロナ感染防止ガイドライン、日港協がモデルとして提示しているBCPを職場の規範として定着させることにより、感染防止の徹底を図る。

(72) 安全・衛生の徹底・事故ゼロの職場目指して

(73) 「危険荷役を拒否するのは権利である」とは、ITPの安全規範であり、「安全なくして作業なし」とは歴史的にも定着してきたスロ・カンである。産別協定は、危険を察知した場合は「現場判断やパトロールにおける作業中断」を明記している。この認識を職場に徹底するために、地区の取り組みを促進するための教宣ツールの作成に取り組む。

(74) 放射線被害対策について

(75) 二二春闘では、モニタリングからの着手などを協議した経過はあるが、具体的な目途が立っていない。したがって、二二春闘協定に基づき放射線量検査、専門委員会をを通じて、中古自動車(建機含む)に係った労働者の健康診断の取り組みを促進する。

(76) 石綿被害救済について

(77) これまで取り組んできた石綿被害救済の取り組みで、日港労働者の被害救済では、雇用責任の特定が壁となっており、今般の判決によって「国とメーカーの責任」が確定したことで港湾労働者の被害救済に有効な要件ができたといえる。したがって、現取り組みられている石綿被害救済にも注目しつつ、建設労働者たかに「学」習会の検討も、四者協議の開催を通じて、石綿被害対策を講ずることとする。

(78) 海上コンテナの安全確保について

(79) 四十五Fコンテナの搬出に当たっては、ターミナルサイドが「許可書の保有を確認」してはじめて公道に出ることを当該地区での通例として定着させる取り組みを促進する。

(80) 外来トラクターの自動化検証実験は、当面的に休まされたが、一般道での自動化の促進は続いており、海コン労働者の安全確保と労働条件の維持・向上の観点から、これをチェックし対策を講ずる取り組みを進める。

(81) この延長線上にある構内シャシの自動化には反対して取り組む。

(82) 二〇一四年に、フレキシブルバックを使った原油の海コン輸送で油漏れの事故が起きた。全国港湾は、以来フレキシブルバックの使用禁止を現起し、取り組みを進めてきた。しかし、二十一年月に食用油の海コン輸送中に6kmにわたって流出し続け事故が起きた。後続車がスリップして土留めに衝突し、数人が軽傷を負うという事故にもつながった。あらためて、フレキシブルバックの使用を禁止する取り組みの強化を図る。

(83) 産別組織強化、共同行動の取り組み

(84) 組織の強化・整備を地域・職場の運動と一体で進める

(85) 全国港湾結成50年を産別組織の質的・量的発展の中で迎えるよう

(86) 産別組織としての機能強化・団結の強化

(87) 組織拡大と地区港湾組織の強化

(88) 教宣活動の充実・強化

(89) 調査活動の強化

(90) 料金問題や石炭荷役問題などの政策課題に取り組むに当たっては、政策立案機能の強化や調査活動の充実が不可欠である。したがって、専門委員会・WGの要請に対し積極的な調査活動を推進する。

(91) 共同行動の強化発展

(92) 港連同盟との共同行動・産別運動の発展へ

(93) 日本海員港湾労働組合協議会(海港労協)の活動再開を志向する

(94) 公務労組(国交労組・全労働等)との共闘

(95) 他団体との共同行動の考え方について

(96) 立憲(憲法を擁護し政治(左)を) 野党(政党)

(97) いま、私たちの政治に対する関心や認識は、うあれ、私たちの要求や願い、希望ある未来に對し政治が深く、鋭くかわってきていることは事実である。したがって、産別要求と産別課題の前向きな解決、大きくは港湾労働者の社会的経済的地位の向上を図るためには、立憲野党(政)・政治家(議員)との協力・共同の関係、具体的には「産別要求で一致する政党・政治家との協力関係が必要である。こうしたことを前提に、立憲野党や個別の政治家との向き合い方々するための手法」についての考え方を産別として整理し取り組むこととする。

(98) ニンニク(全労連)／労働者自主福祉運動について

(99) 労使と運営する諸機関の充実目指して

(100) 港湾労働安定協会

(101) 港湾労働技能研修センター

(102) 日本港湾福利厚生協会

(103) 港湾貨物運送労働災害防止協会

(104) 国際連帯・国際活動の取り組み

(105) コロナ禍に対応した活動

(106) 世界への延期措置

(107) 世界の港湾労働者・船員との団結を強化の取り組み

(108) P.O.C.F.O.C活動の展開(安全点検訪船活動)

(109) 具体的には、次の行動を検討し進める。

(110) 三島川之江港は、ITPがPOCと認定し指定港化の問題(国際的な課題と位置付けられている。四国港湾は、当該事業者との協議の場として「三島川之江港連帯協議会意見交換会」を設置し、定期的に、且つ臨時に行うことも決め粘り強く協議を続けている。ガントリークレーンが設置されることに伴う講習会の開催や、石炭荷役問題への対応など、同港での労使関係、雇用と職域の確保の課題などを探求を続けている。

(111) したがって、四国港湾の課題と取り組み運動し、これらを「指定港化」の課題だけでなく、POCキャンパスと位置付け、ここに焦点を合わせた取り組みを四国港湾との協議を進めつつ探求していく。

(112) インスタクター、アシスタント・インスタクター、国際活動の養成

(113) 国際活動の推進のために、国際活動・ITP活動の学習などを、ITP(東京事務所)と連携してすすめる。

(114) 国民的課題の取り組み 一 政治との関係を意識しながら

(115) 政治に対する国民的厳しい批判は政治の潮目を変えようとしていく。そうした中で、全国港湾も「国民的運動の高揚に合流し、要求の一致する政党との協力・共同」の関係を進め、産別課題の促進と一体取り組む。したがって、本年度も、港湾労働者の仕事・生活を支えている政府の諸政策に反対する取り組みを、一点を大事にし、労働組合や市民運動も共同して取り組む。

(116) 菅内閣が進める憲法破壊の企てに反対する取り組み

(117) 米軍基地の撤去、辺野古新基地建設反対の取り組み

(118) また、土砂搬出が全国港湾の仲間の手によって行われる可能性があることや、関係する港湾から行われることは、自らが基地建設の担(手)となることを意味する。そうしたことを拒否する立場から、現地での反対行動を一体的に取り組むことが重要で、これらの行動に、対策委員会を中心に取り組む。また、現地からの種々の取り組みを要請については、可能な限り対応するよう検討する。

(119) 翁長県政を継承した玉城知事の下で、沖縄県があらゆる手段を講じて、新基地建設反対の運動(署名できる港湾労働組合として可能な建設(理)め立土砂の搬出阻止行動等)を検討し、具体化する。

(120) 医療制度・社会保障破壊など、暮らし破壊の反対する取り組み

(121) 二二春闘の準備は、二二年秋末閉争の経過到達をふまえて取り組むこととする。その際、上記「一四」に記した通り、産別制度賞金を巡る「都労委命令が二二年九月に予定されており、「産別制度賞金」における中港連帯団交は独禁法に抵触しない」との立場を堅持しつつ、この結果と分析に沿って、二二春闘要求と取り組み方針を準備する。

(122) 春闘財政について

(123) 以上